

I 計画策定の基本的考え方

1 環境基本計画をつくる背景

今日の環境問題は、私たちの身近な生活環境や自然環境に加えて、地球環境や省エネルギー・省資源問題など、地域のみならず世界的にも大きな問題となっており、この多様化した環境問題に対して様々な取り組みが進められています。

この地球規模まで広がった環境問題は、私たちの大量生産・大量消費や効率性・利便性を求めてきた生活様式が原因となり、温室効果ガスの増加、森林の減少や生態系の悪化などを引き起こしてしまいました。この問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が家庭・地域・職場などで進んで取り組まなければならないことであり、そのためにそれぞれの主体の意識を高め、取り組みを進める仕組みをつくっていかねばなりません。

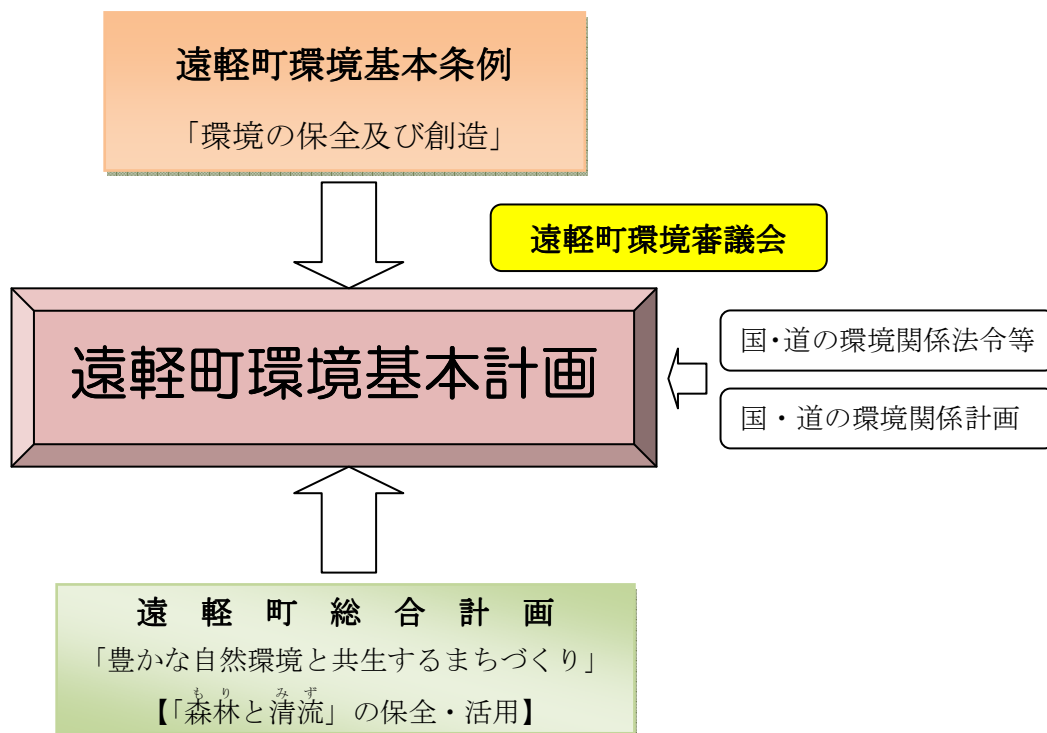
地域における環境問題に対する認識は、二酸化炭素排出に代表される地球温暖化、近年の原油の大幅な価格変動から、直接、家計に大きな影響を及ぼしたことにより、太陽光発電システム等の代替エネルギーへの関心や節電、エコドライブ等の省エネルギー対策への取り組みが進められるなど、環境問題に対する関心が、高まってきています。

しかし、地域社会全体では、過疎化の進行と少子高齢化が進むなか、この多様化した環境問題に適切に対応するためには、環境問題全般についての体系的な整理と解決に向けた行動を進めていくために、町民・事業者及び町が協働してさまざまな取り組みを行うなど、新たな解決手法を考えていかねばならない状況になっています。

遠軽町では、このような状況に的確に向き合うため、上記の取り組みにあたって最も基本となる環境基本計画を、遠軽町環境基本条例第8条の規定により定めるものです。

2 計画の目的

計画の策定にあたっては、「遠軽町環境基本条例」の基本理念に基づき、町民・事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を創造的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。また、地域の環境問題を解決し、日常生活に端を発する地球環境問題と向き合い、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な循環型社会を作り上げるために、本計画を策定します。

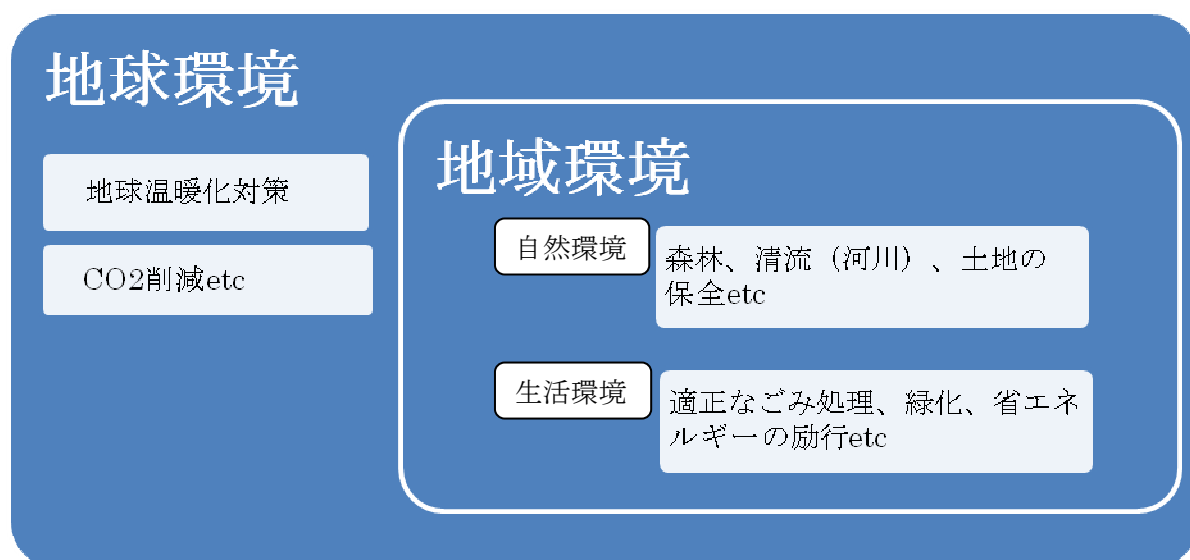


3 計画の位置づけ

本計画は、遠軽町が行う環境政策の最も基本的な方向性を示し、町のすべての施策に対して基本理念にのっとった方向性を与え、将来に向けた目標を示し、目標達成のための施策と行動を定めるもので、その基本的性格及び重要性に鑑み、環境政策に関する最も上位に位置づけられる計画です。

対象地域は、基本的に遠軽町全域としますが、環境は河川流域や山系など行政区域を超えて広域に展開するものですので、広域的な対応が必要とされる場合には、それに相応する地域も含めるものとします。

また、本計画の対象とする環境の範囲は地球温暖化問題に代表される「地球環境」及び「自然環境」「生活環境」で構成される「地域環境」とします。



4 計画期間

本計画は、概ね10年を見据えた計画であり、計画期間は平成22年度から平成31年度とします。